

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	臨時庁議	
開催日時	令和7年3月17日（月） 午前9時6分から午前9時50分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出席者及び 欠席者の 職・氏名	<p>【出席者】 松下市長、神田副市長、二見教育長、稲葉市長公室長、 千葉危機管理監、須田総務部長、紺清市民環境部長、佐藤福祉部長、 堤田こども・健康部長、松岡都市建設部長、 村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、 益田上下水道部長、太田議会事務局長、小島学校教育部長、 奥山生涯学習部長、神頭監査委員事務局長</p> <p>（事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、 齋藤同課主幹兼課長補佐、染野同課政策企画係主事</p> <p>【欠席者】 なし</p>	
議題	1 令和7年第1回朝霞市議会定例会提出議案	
会議資料	（議題1） ・令和7年第1回朝霞市議会定例会提出議案（議案第1号～議案第41号）	
会議録の 作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の 当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	
その他の 必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 令和7年第1回朝霞市議会定例会提出議案

【説明】

（須田総務部長）

議案第1号 令和7年度（2025年度）朝霞市一般会計予算である。

第1条の歳入歳出の総額はそれぞれ513億2,303万2,000円で昨年度当初予算と比べ、1億2,103万2,000円、0.2パーセントの増となる。

第2条の継続費は、コミュニセンター施設改修事業など5件を設定している。

第3条の債務負担行為は、農業近代化資金利子補給補助、市内循環バス運行事業損失補償など、7件を設定している。

第4条の地方債は、コミュニティセンター施設改修事業など、16件を設定している。

その他、第5条の一時借入金、第6条の歳出予算の流用について定めている。

歳入について

第1款の市税は、前年度比2.4パーセント増の250億7,050万7,000円を計上している。個人市民税では、納税義務者数の増加などにより増収している。法人市民税では、前年度と同額を見込んでいる。また固定資産税では、新築家屋の増加などにより増収と見込んでいる。

第2款の地方譲与税から第9款環境性能割交付金については、令和5年度決算額や令和6年度実績、地方財政計画の伸び率により算定している。

第10款の国有提供施設等所在市町村助成交付金は、令和5年度の実績に基づき、計上している。

第11款の地方特例交付金は、住宅ローン控除による減収分を計上している。

第12款の地方交付税は、普通交付税は交付団体と見込み、計上している。特別交付税は、令和5年度の実績に基づき、計上している。

第14款の分担金及び負担金は、前年度比0.4パーセント増の5億9,983万4,000円を計上した。

第15款の使用料及び手数料は、前年度比2.1パーセント増の8億3,763万5,000円を計上している。

第16款の国庫支出金は、前年度比12.8パーセント増の121億9,890万8,000円を計上している。国庫支出金のうち、国庫負担金では、児童手当交付金などが増額となる。また国庫補助金では、デジタル基盤改革支援補助金が増額となるほか、新たに民生安定施設整備助成事業補助金などを計上している。

第17款の県支出金は、前年度比22.0パーセント増の45億2,789万9,000円を計上している。県支出金のうち県負担金では、障害者自立支援給付費負担金などが増額となる。また県補助金では、放課後児童健全育成事業費補助金が増額となるほか、新たに、地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を計上している。県委託金では、新たに、国勢調査委託金を計上している。

第18款の財産収入は、前年度比2.7パーセント増の1億4,706万8,000円を計上している。

第20款の繰入金は、ふるさと応援基金繰入金、公共施設マネジメント基金繰入金などを計上し、6,185万4,000円を計上している。

第21款の繰越金は、前年度と同額の4億5,000万円を計上している。

第22款の諸収入は、前年度比5.5パーセント増の13億1,019万4,000円を計上している。

第23款の市債は、前年度比68.2パーセント減の9億9,980万円の借り入れを予定している。

歳出について

第1款の議会費は、前年度比2.0パーセント減の2億8,314万円を計上している。

第2款の総務費は、前年度比15.6パーセント増の52億707万5,000円を計上している。

第3款の民生費は、前年度比11.2パーセント増の298億6,457万5,000円を計上している。

第4款の衛生費は、前年度比5.3パーセント増の37億2,962万8,000円を計上し、第5款の労働費は、前年度比4.2パーセント増の148万円を計上している。

第6款の農林水産業費は、前年度比32.0パーセント増の7,086万1,000円を計上している。

第7款の商工費は、前年度比3.2パーセント減の1億6,342万1,000円を計上している。

第8款の土木費は、前年度比33.8パーセント減の28億2,153万4,000円を計上している。

第9款の消防費は、前年度0.3パーセント減の16億212万2,000円を計上している。

第10款の教育費は、前年度比32.7パーセント減の45億5,839万3,000円を計上している。

第11款の公債費は、前年度比2.3パーセント減の29億6,473万5,000円を計上している。

第12款の諸支出費は、災害援護資金貸付金、土地開発基金繰出金で606万8,000円を計上している。

第13款の予備費は、前年度と同額の5,000万円を計上している。

(堤田こども・健康部長)

議案第2号 令和7年度(2025年度)朝霞市国民健康保険特別会計である。

歳入歳出それぞれ、106億8,399万8,000円で、前年度当初予算と比較して、2.2パーセントの減となっている。

初めに、被保険者の状況は約21,800人を見込んでいる。

歳入について

第1款の国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分を合わせ、27億1,291万6,000円を見込み、歳入総額の25.4パーセントを占めている。

第4款の県支出金は、普通交付金、特別交付金を合わせて、70億2,425万8,000円を計上している。

第6款の繰入金は、一般会計繰入金、基金繰入金の合計で、27億9,934万9,000円となり、なお、令和7年度から税率改定を行うが、改定後においても埼玉県が示す標準保険税率とは乖離があり、税収が不足することから、その他繰入金において、令和3年度以来となる赤字補填を行うための繰入金を計上している。そのほか、

繰越金、諸収入などで1億4,747万5,000円を計上している。

歳出について

第1款の総務費は、総務管理費、徴収費などで、5,478万7,000円を計上している。

第2款の保険給付費は、被保険者に対する療養給付事業、高額療養費支給事業など、69億2,420万8,000円で、歳出総額の64.8パーセントを占めている。

第3款の国民健康保険事業費納付金は、埼玉県から市町村に示された34億8,826万8,000円を計上している。

第4款の保健事業費は、特定健康診査等事業などで、1億4,676万5,000円となる。そのほか、諸支出金などで、1億2,475万7,000円となる。

(佐藤福祉部長)

議案第3号 令和7年度(2025年度)朝霞市介護保険特別会計である。

歳入歳出それぞれ95億6,545万1,000円で、前年度当初予算と比較して4.8パーセントの増となる。また被保険者数等の状況は、65歳以上の第1号保険者数は、28,851人を見込んでいる。

歳入について

第1款の保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料で、21億6,094万1,000円を見込み、前年度と比較して1.2パーセントの増となり、歳入総額の22.6パーセントを占めている。

第3款の国庫支出金は、介護給付費負担金や地域支援事業交付金など、負担金と交付金を合わせ、19億9,627万8,000円、第4款の支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金から交付される介護給付費交付金など、24億7,280万円、第5款の県支出金は、介護給付費負担金と地域支援事業交付金、負担金と交付金を合わせ、13億7,605万6,000円となる。

また、第7款の繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金で、15億5,926万8,000円を見込んでいる。

歳出について

第1款総務費第3項介護認定審査会費では、介護認定調査委託料8,099万8,000円を計上するなど、総務管理費、徴収費、趣旨普及費を合わせ、1億6,769万円を計上している。

第2款の保険給付費は、居宅介護等サービス給付事業、地域密着型介護サービス事業、施設介護サービス給付事業などで、88億5,164万9,000円で、歳出総額の92.5パーセントを占め、前年度比5.2パーセントの増となる。

第3款の地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、包括的支援事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業など、5億4,115万2,000円を計上しており、前年度と同額となる。このほか諸支出金は、395万7,000円、予備費は、100万円となる。

(堤田こども・健康部長)

議案第4号 令和7年度(2025年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計である。

歳入歳出それぞれ18億4,223万7,000円で、前年度当初予算と比較して、1.0パーセントの増となる。初めに被保険者数は、16,156人を見込んでいる。

歳入について

第1款の後期高齢者医療保険料は、埼玉県後期高齢者医療広域連合による被保険者数などの試算に基づき、15億5,050万2,000円を見込み、歳入総額の84.2

パーセントを占めている。

第2款の繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金で、2億8,892万3,000円を計上している。そのほか、繰越金、諸収入で、281万2,000円を計上している。

歳出について

第1款の総務費は、一般管理費と徴収費で、2,456万8,000円を計上している。

第2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、市で徴収した後期高齢者医療保険料と保険基盤安定負担金などを合わせて、埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、18億1,395万7,000円を計上し、歳出総額の98.5パーセントを占めている。そのほか、諸支出金及び予備費で、371万2,000円を計上している。

(益田上下水道部長)

議案第5号 令和7年度(2025年度)朝霞市水道事業会計予算である。

まず、業務の予定量について、給水戸数は、7万1,400戸、年間総給水量は、1,550万4,000立方メートルである。年間総給水量のうち県水受水量は、1,085万2,800立方メートルで、受水率は、70.0パーセントである。

収入の事業収益について

26億5,121万9,000円を見込んでおり、前年度当初予算と比較して0.2パーセントの減となる。

主なものは、水道料金で、21億7,278万6,000円を見込んでいる。支出の事業費は、23億9,415万8,000円を見込んでいる。前年度当初予算と比較すると、0.1パーセントの増となる。主なものは、県水受水費、減価償却費などを計上している。

資本的収入及び支出の概要について

資本的収入は、6億9,071万3,000円を見込んでいる。前年度当初予算と比較して、1.2パーセントの増となっており、主なものは、企業債である。

資本的支出は、17億7,093万3,000円で、前年度当初予算と比較して、6.1パーセントの減となり、建設改良事業のほか、企業債償還金などを計上している。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものである。

継続費は、泉水浄水場遠方監視設備更新事業のほか、1件の継続費を設定するものである。

企業債は、水道施設耐震化事業、電気設備更新事業、あわせて、6億6,900万円を借入限度額としている。

一時借入金は、5億円の限度額を定めている。

(益田上下水道部長)

議案第6号 令和7年度(2025年度)朝霞市下水道事業会計予算である。

業務の予定量について

水洗化世帯数は、6万9,280世帯、年間有収水量は、1,461万4,000立方メートルとなる。

収益的収入及び支出について

収入の事業収益は、20億8,327万1,000円を見込んでいる。前年度当初予算と比較して、0.7パーセントの増となる。主なものは、下水道使用料で、9億8,114万2,000円のほか、雨水処理に係る負担金などを計上している。

支出の事業費は、20億8,327万1,000円を見込んでいる。前年度当初予算と比較して、0.7パーセントの増となる。主なものは、流域下水道維持管理費、減価償却費などを計上している。

資本的収入及び支出について

資本的収入は8億5,006万6,000円を見込んでいる。前年度当初予算と比較して、1.8パーセントの増となる。企業債及び国庫補助金などを計上している。

資本的支出は、12億4,710万1,000円で、前年度当初予算と比較して、3.5パーセントの減となる。建設改良事業のほか、企業債償還金などを計上している。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものである。

債務負担行為は、水洗便所改造資金融資あっせん制度にともなう損失補償、利子補給補助を設定している。

企業債は、公共下水道事業、流域下水道事業、あわせて、6億5,860万円を借入限度額としている。最後に、一時借入金は、5億円の限度額を定めている。

(須田総務部長)

議案第7号 令和6年度(2024年度)朝霞市一般会計補正予算第11号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3億6,777万1,000円の増額で、累計額は、569億351万8,000円となる。

第2条の継続費補正は、男女平等推進行動計画策定事業など6事業は、総額及び年割額を変更するものとなる。

第3条の繰越明許費補正は、防災対策用備品購入事業など10事業は、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すほか、認定こども園整備費補助事業を廃止するものとなる。

第4条の地方債補正は、駅東通線整備事業などについて借入限度額の変更を行うほか、保育所等整備費補助事業を廃止するものとなる。

歳入について

地方譲与税及び地方消費税交付金などの県からの交付金は、交付実績を基に積算した決算見込額により補正している。地方交付税は、国の補正予算に伴い、増額交付されたことから、2億6,065万9,000円増額している。

国庫支出金は、新たに地方経済・生活環境創生交付金などを計上するほか、子どものための教育・保育給付交付金や子ども・子育て支援交付金などを増額する一方、就学前教育・保育施設整備交付金などを減額することにより、5,927万2,000円減額している。

県支出金は、低年齢児保育促進・障害児保育事業補助金などを減額する一方、子どものための教育・保育給付費負担金などを増額することにより、7,212万8,000円増額している。

財産収入は、公共施設マネジメント基金利子などの預金利子を増額することにより、463万円増額している。

寄附金は、民生費指定寄附金などで、148万2,000円計上している。

繰入金は、国民健康保険特別会計繰入金を増額することにより、209万円増額している。

諸収入は、新たに埼玉県後期高齢者医療広域連合医療費負担金精算金を計上することにより、4,009万6,000円増額している。

市債は、公園施設長寿命化対策事業債を増額する一方、保育所等整備費補助事業債な

どを減額することにより、1億6,610万円減額している。

歳出について

総務費は、住民情報システム借上料などを減額する一方、新たに防災対策用備品購入費を計上するほか、財政調整基金積立金などを増額することにより、3億7,139万9,000円増額している。

民生費は、子どものための教育・保育給付負担金などを増額する一方、保育所等整備費補助金などを減額することにより、475万4,000円減額している。

土木費は、みどりのまちづくり基金積立金を増額することにより、65万1,000円増額している。

教育費は、学校施設長寿命化計画策定委託料を減額する一方、小学校における校用器具購入費を増額することにより、1万2,000円増額している。

(堤田こども・健康部長)

議案第8号 令和6年度(2024年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第3号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ219万7,000円の増額で、これを含めた累計額は、110億1,769万2,000円となる。

歳入について

第1款の国民健康保険税は、調定額及び収納率の見込みにより、1億403万7,000円減額している。

第3款の国庫支出金は、災害臨時特例補助金を7万5,000円増額するほか、新たに社会保障・税番号制度システム整備費等補助金を594万円計上している。

第5款の財産収入は、基金の利子として、10万7,000円を増額している。

第6款の繰入金は、県からの決定通知等に基づき、保険基盤安定繰入金など、一般会計繰入金を300万7,000円増額するほか、この補正予算における歳入歳出の差し引き額を財政調整基金から繰り入れるため、基金繰入金として、9,710万5,000円を増額している。

歳出について

第6款の基金積立金は、財政調整基金等の利子として、10万7,000円を積み立てるものとなる。

第8款の諸支出金は、国庫補助金の額が確定したことにともない、システム改修費用として、一時的に一般会計から繰り入れていた額を一般会計繰出金として支出するため、209万円を増額するものとなる。

(堤田こども・健康部長)

議案第9号 令和6年度(2024年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,755万5,000円の減額で、これを含めた累計額は、18億1,001万2,000円となる。

歳入について

第2款の繰入金は、保険基盤安定負担金の確定により、1,755万5,000円を減額している。

歳出について

第2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、同様に保険基盤安定負担金の確定により、1,755万5,000円を減額するものとなる。

(稲葉市長公室長)

議案第10号 朝霞市個人番号の利用に関する条例及び朝霞市税条例の一部を改正する条例である。

改正内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正が生じ、項ずれが生じたため、所要の改正を行うものである。

なお、これらの改正は、令和7年4月1日から施行したいと考えている。

(須田総務部長)

議案第11号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、子の看護休暇の取得事由の拡大のほか、育児のための所定外労働の制限の対象職員の拡大や仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を行うものである。

なお、これらの改正のうち、育児のための所定外労働の制限の対象職員の拡大に関し、改正後対象となる職員が施行日前に請求を行うことができるようにするための規定は公布の日から、その他の改正は令和7年4月1日から施行したいと考えている。

(須田総務部長)

議案第12号 市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例である。

改正内容は、令和6年10月7日に朝霞市特別職報酬等審議会から出された答申を踏まえ、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額を引き上げる改正を行うものである。

なお、これらの改正は、令和7年4月1日から施行したいと考えている。

(須田総務部長)

議案第13号 朝霞市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例である。

改正内容は、令和6年8月8日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、職務や職責をより重視した給料体系となるよう給料表を改定するとともに、55歳を超える職員及び行政職給料表の7級以上である職員の昇給基準を改めるものである。

また、配偶者に係る扶養手当の廃止、子に係る扶養手当の引上げ、通勤手当の支給限度額の引上げ、管理職員特別勤務手当の支給対象の拡充、住居手当の支給対象の拡充をするものである。

なお、これらの改正は、令和7年4月1日から施行したいと考えている。

(松岡都市建設部長)

議案第14号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例である。

改正内容は、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い、必要な事項について規定を整備するものである。

なお、この改正は、令和7年4月1日から施行したいと考えている。

(堤田こども・健康部長)

議案第15号 朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例である。

改正内容は、国において家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準が改正されたこ

とに伴い、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年間延長するほか、栄養士法の改正に伴う改正など、所要の改正を行うものである。

なお、これらの改正は、令和7年4月1日から施行したいと考えている。

(堤田こども・健康部長)

議案第16号 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例である。

改正内容は、国において特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども子育て支援施設等の運営に関する基準が改正することに伴い、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年間延長するほか、所要の改正を行うものである。

なお、これらの改正は、令和7年4月1日から施行したいと考えている。

(佐藤福祉部長)

議案第17号 朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例である。

改正内容は、介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターに配置する3職種の職員は常勤職員を配置することになるが、人材確保が困難な場合は、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときは、常勤換算の方法により、職員配置基準を満たすことができ、それらの改正を行うものである。

なお、この改正は、公布の日から施行したいと考えている。

(千葉危機管理監)

議案第18号 朝霞市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

なお、この改正は、令和7年4月1日から施行したいと考えている。

(松岡都市建設部長)

議案第19号 市道路線の廃止についてである。

今回廃止する路線は、あずま南地区土地区画整理事業に伴い、当該路線の機能を代替する道路が新たに築造される予定のため、廃止するものである。

(神頭監査委員事務局長)

議案第20号 公平委員会委員選任に関する同意を求めることについてである。

市の公平委員会委員のうち、川島宏氏の任期が令和7年6月27日をもって満了となるが、同氏を再び委員に選任いたしたく、ここに提案する次第である。

(神頭監査委員事務局長)

議案第21号 固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求めることについてである。

市の固定資産評価審査委員会委員のうち、鈴木康宏氏の任期が令和7年6月27日をもって満了となるが、同氏を再び委員に選任いたしたく、ここに提案する次第である。

(紺清市民環境部長)

議案第22号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるが、高野正芳氏を再び委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。

(紺清市民環境部長)

議案第23号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるが、高橋隆氏を再び委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。

(紺清市民環境部長)

議案第24号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるが、橋本広明氏を再び委員に任命いたしたく、ここに提案する次第でございます。

(紺清市民環境部長)

議案第25号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるが、富岡勇一氏を再び委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。

(紺清市民環境部長)

議案第26号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるが、石原実氏を再び委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。

(紺清市民環境部長)

議案第27号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるが、高野政江氏を再び委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。

(紺清市民環境部長)

議案第28号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるが、須田哲也氏を再び委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。

(紺清市民環境部長)

議案第29号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるが、蕪木勝美氏を再び委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。

(紺清市民環境部長)

議案第30号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるが、渡邊忠氏を再び委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。

(紺清市民環境部長)

議案第31号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるが、高橋秀明氏

を再び委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。

(紺清市民環境部長)

議案第32号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるが、秋山磨弥氏を再び委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。

(紺清市民環境部長)

議案第33号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるが、千田理恵子氏を再び委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。

(紺清市民環境部長)

議案第34号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるので、新たに抜井嘉市氏を委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。現在、不動産賃貸業として御活躍されている。

(紺清市民環境部長)

議案第35号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるので、新たに小寺哲雄氏を委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。26年間にわたり農業に従事されているほか、埼玉県農業共済組合総代として御活躍されている。

(紺清市民環境部長)

議案第36号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるので、新たに高木清氏を委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。現在、不動産管理業として御活躍されている。

(紺清市民環境部長)

議案第37号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるので、新たに浅川明彦氏を任命いたしたく、ここに提案する次第である。10年間にわたり農業に従事されているほか、あさか野農業協同組合溝沼第二支部の支部長として御活躍されました。

(紺清市民環境部長)

議案第38号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるので、新たに増田恵子氏を委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。44年間にわたり農業に従事されている。

(紺清市民環境部長)

議案第39号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるので、新たに飯

倉文雄氏を委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。27年間農業に従事されているほか、土地家屋調査士として御活躍されている。

(紺清市民環境部長)

議案第40号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるので、新たに野島淳氏を委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。現在、不動産業として御活躍されている。

(紺清市民環境部長)

議案第41号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の農業委員会委員は、令和7年3月31日をもって任期満了となるので、新たに徳生茂剛氏を委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。17年間にわたり農業に従事されているほか、朝霞市農業青年クラブ会員として御活躍されている。

【意見等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】